

大阪地裁「生活保護基準引下げ処分取消等請求事件」判決に対する声明

大阪地方裁判所は2021年2月22日、厚生労働大臣による生活保護基準の改定を違法なものとし、同基準による減額処分を取り消すという、画期的な判決ⁱが言い渡されました。

国は、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず、本判決を確定させることを願います。加えて、違法に保護費を下げられたすべての生活保護利用者の生活実態に真摯に向き合い、被保護、要保護者を含むすべての人々の健康で文化的な生活を保障するため、平成25年引き下げ前の保護基準に直ちに戻した上で、所要の措置を取るべきです。

また、生活保護基準については、ときどきの行政の都合、政治的意見、世論や社会の風潮などに影響されないよう、専門性と独立性を持った第三者的な機関の関与により、透明性のあるプロセスのもとでの見直し作業と改定の仕組みの導入を期待します。当然、それらは日本のどの地域の保護実施機関においても徹底されるべきです。

この度の判決の骨子は、「厚生労働大臣が平成25年から27年にかけて生活保護基準を減額改定した判断には、特異な物価上昇が起こった平成20年を起点に取り上げて物価の下落を考慮した点、生活扶助相当CPIという独自の指数に着目し、消費者物価指数の下落率を基に改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があると言わざるを得ず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるというべきであるから、上記改定は、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法である。」というものです。

本協会は、2020年6月の名古屋地裁において不当判決以降各地裁で行われている新・生存権裁判を注視し、時には傍聴して原告の訴えに耳を傾け、また、日々出会う目の前の被保護者の生活実態にもこれまで以上に寄り添うとともに、本裁判のためのカンパや署名活動を展開しています。生活保護基準は、各種の社会保障制度やサービスの減免基準や最低賃金とも連動し、生活保護利用者ばかりか低所得者世帯にも大きな影響を与えています。特に、このコロナ禍においては貧困が顕在化し、それと並行して自死をはじめとするメンタルヘルス課題も深刻化しています。

私たち精神保健福祉士は、それぞれの現場にあって、これらの人びとを支える立場にある生活保護ケースワーカーとも連携し、すべての人のいのちと健康が守られる社会の創造に向けて今後も努力する所存です。国においても各地で本裁判を戦っている約1,000名の原告や弁護団、支援者に希望の光を与えてくれることを切に願います。

2021年3月5日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村綾子

ⁱ 平成25年から3回に分けて行われた生活扶助基準の見直しに対し、生活保護利用者42名が、国と関係自治体を被告として、保護変更決定処分（基準引き下げ）の取り消しを求めたもの。判決は、国家賠償請求は棄却したものの、基準の引き下げのプロセスが厚生労働大臣の裁量権を逸脱しており、違法なものだったと判断した。